

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(附則)

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十一条関係）	1
○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第十二条関係）	2

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（犯罪収益等の没収等） 第十三条 （略） 2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。 一〇十二 （略） 十三 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第号）第八十条（詐欺権利変更）の罪 三〇五 （略） 別表第三（第六条の二関係） 一〇九十三 （略） 九十四 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八十条（詐欺権利変更）又は第八十一条（特定の対象債権者に対する担保の供与等）の罪	（犯罪収益等の没収等） 第十三条 （略） 2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（次に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。 一〇十二 （略） （新設） （新設） 三〇五 （略） 別表第三（第六条の二関係） 一〇九十三 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 事業再生の円滑化を図るための環境の整備に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。 七 二十 （略） 二十一 第十三号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。 二十二 六十一 （略） 2・3 （略） （経済産業局） 第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十五号、第四十八号及び第六十号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。 2 4 （略）	（所掌事務） 第四条 経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五 （略） （新設） 六 十九 （略） 二十 第十二号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。 二十一 六十 （略） 2・3 （略） （経済産業局） 第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。 2 4 （略）

(産業保安監督部等)

第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十五号及び第六十一号に掲げる事務を分掌する。

25 (略)

(所掌事務)

第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十一号、第四十四号、第四十八号から第五十二号まで、第五十三号(電気事業法第六十六条の三に規定する事務を除く。)、第五十四号から第五十六号まで、第五十九号及び第六十一号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第二十三条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第八号、第五十七号及び第五十九号に掲げる事務をつかさどる。

(産業保安監督部等)

第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。

25 (略)

(所掌事務)

第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十一号まで、第五十二号(電気事業法第六十六条の三に規定する事務を除く。)、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第二十三条 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号に掲げる事務をつかさどる。